

甲州ワイン海外プロモーション戦略策定に係る市場調査業務委託の企画提案公募要領

1 事業目的

日本ワインの発祥の地であり、日本のワイン文化を牽引してきた山梨県は、平成25年7月、国から全国で初めてワインの地理的表示（G I）「山梨」の指定を受けており、甲州ワインを中心に国際的な権威のあるワインコンクールでも数々の受賞を果たしている。

山梨県では、これまで山梨県ワイン酒造協同組合が取り組む「山梨ワイン海外輸出プロジェクト(Koshu of Japan)」への支援を通じて、2009年度から英国ロンドンにおいてジャーナリスト等を対象としたブランディングプロモーションを展開してきた。

本業務では、変化する市場環境等を踏まえ、ブランディング対象国と市場国に関する調査分析を実施し、山梨ワインの主力である甲州ワインのブランド価値及び付加価値の向上につなげ、更なる輸出額拡大を図るプロモーション戦略の示唆を出す。

ついては、次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施する。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 業務委託の名称

甲州ワイン海外プロモーション戦略策定に係る市場調査業務

(2) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和7年3月31日（月）を終期とする。

(3) 業務内容

別紙 甲州ワイン海外プロモーション戦略策定に係る市場調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 予算上限額

金 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす者とする。ただし、条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合には、応募を認めないことがある。

(1) 本業務を効果的に実施できる体制が整えられていること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札

の参加者の資格に関する規定)に該当しない者であること。

- (3) 参加申込書類の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

4 日程

実施項目	日程
企画提案募集開始	令和6年10月16日（水）
参加申込書提出期限	令和6年10月24日（木）
質問受付期限	令和6年10月24日（木）
質問回答期限	令和6年10月29日（火）
企画提案書提出期限	令和6年11月5日（火）※正午まで
企画提案書類審査	令和6年11月5日（火）～8日（金）
採択通知・契約締結	令和6年11月8日（金）以降

5 応募手続き

- (1) 書類等提出先・質問受付（共通）

山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 担当：こざかい小坂井
〒400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

電話：055-223-8871(直通)

電子メールアドレス：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

※メール送信後、必ず電話等でメールの到達を確認すること。

(2) 参加申込書の提出

①参加申込書類

本件企画提案に応募する者（以下「企画提案応募者」という。）は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること。

物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合、上記2、3の提出は不要とする。

提出書類	部数
1 参加申込書【様式1】	1部
2 誓約書【様式2-1】	1部
3 役員名簿【様式2-2】※法人の場合	1部
4 国税納税証明書(未納の税額がないことの証明) (税務署で交付される様式)	1部
5 山梨県税納税証明書(未納の税額がないことの証明) (山梨県で交付される様式)※所在地が山梨県にある場合	1部

②提出期限

令和6年10月24日(木)午後5時必着

③提出方法

メール(PDFファイル)・郵送・持参のいずれか

※持参の場合の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

※平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

④提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 企画提案に関する質問の受付

①様式 本件に関する質問は、質問書【様式3】を使用すること。

- ②受付期限 令和6年10月24日（木）午後5時必着
- ③質問方法 電子メール
- ④回答方法
 - ・ 質問に関する回答は一覧形式で作成し、原則、参加申込をしている者全員に対して電子メールにて回答する。
 - ・ 回答は令和6年10月29日（火）午後5時までに行う。
- ⑤その他
 - ・ 電話での質問には応じない。
 - ・ 本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。
 - ・ 質問の内容について確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

6 企画提案書類の提出

(1) 企画提案書類

企画提案書類は1参加者につき1提案のみとし、次により提出すること。

項目	内容
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4版（縦横いずれも可）、横書き、左綴じ、ページ数制限なし。 ・ 日本語表記で12ポイント以上。 ・ 再委託する場合は、再委託先の事業者名及び再委託する内容を記載すること。 ・ 業務全体のスケジュールを示すこと。 ・ 審査基準（内容点）の項目に対応した記載とすること。ただし、記載の順序は問わない。 ・ その他については、仕様書のとおりとする。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務遂行のための実施体制が把握できる資料（業務実施責任者氏名、プロジェクトチームの構造図等）
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。 ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。

(2) 企画提案書類の提出方法・提出期限

- ① 提出方法 電子メール（PDFファイルを提出）
- ② 提出期限 令和6年11月5日（火）正午まで
- ③ 書面審査のため、企画提案書は詳細に記すこと。

- ④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

7 審査に関する事項

- (1) 必要な場合、県は企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。
- (2) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。
- (3) 審査は、審査の公平性確保及びノウハウの流出防止のため非公開とする。
- (4) 審査の結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。
- (5) 審査の結果は、令和6年11月8日（金）以降、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (6) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約交渉を行う。
- (7) 選定結果等は、県のホームページで公表する。
※公表内容は、各企画提案応募者の審査基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称は公表しないものとする。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1部を所持するものとする。
- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、同規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。
- (4) 著作権人格権による損害賠償の請求等については、本件契約者においてこれを処理する。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。
- (3) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第

三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。

② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。

(4) 企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者自身の負担とする。

(5) 審査終了後、契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 担当：小坂井

電話：055-223-8871（直通）

メールアドレス：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp